



# マルチ商法の罠

『ネットワークビジネスで人生変わる』ってホント？ウソ？



マッチングアプリでマッチしたと思ったら

カラオケ来れる？ ボウリング行こうよ！

パーティー来ない？



その後に事務所に連れて行かれて  
化粧品販売のマルチの勧誘が始まった。  
あの子はマルチの勧誘者。

給料以外の収入ができるよ。やばくない？

絶対にもうかるよ！みんなで誘うから大丈夫。

やる気になって契約したけど  
友達誘ったら離れていった。

しつこく勧誘されて帰れない。  
仕方ないから契約した。

お金なくてもカードを作ればいいよ！

気付いたら消費者金融で借金してた。  
借金と商品ばかりが積み上がっていく。



社会人サークルみたいなものだよ！

仲間ができて楽しそうと思ったけど・・・。  
仕事帰りに勧誘活動、休日は勧誘研修だ。  
困り込まれて抜けられない。  
私もマルチの勧誘者。



人生変わるよ！

人生詰んだ。

(\*) 「マルチ商法」とは、商品・サービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得る商法で、「ネットワークビジネス (NWB)」、「マルチ・レベル・マーケティング (MLM)」とも呼ばれ、特定商取引法の「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しません。



契約してしまっても諦めないで！▶▶裏面へ

# 巧妙な手口で若者に忍び寄る悪質商法

近年、マッチングアプリやSNSなどを通じた、若者をターゲットとしたマルチ商法等の勧誘についての相談が増えています。



## トラブルに遭わないためのポイント

- 会った際に、別のイベントやビジネス等に誘われたら要注意！
- 『絶対にもうかる』、『楽に稼げる』、『親には内緒』は悪質商法の誘い文句！
- 借金を勧められたら要注意！
- 契約をしたくない場合には、はっきりと断りましょう！
- 高額な契約をする前に、一旦距離を置き、周りの人に相談を！

断り切れず契約してしまった場合も、諦めずにすぐご相談を！

- 特定商取引法に規定する連鎖販売取引の場合は、契約書面を受け取った日（最初の商品の引渡しの方が後である場合には、その日）から数えて20日以内は、クーリング・オフ（契約解除）が可能です。
- 契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。諦めずに消費生活センターなどに相談しましょう。
- クーリング・オフ通知の書き方

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

一人で悩まずに、すぐにご相談ください！  
全国共通の電話番号  
「消費者ホットライン 188 (いやや!)」

特定商取引法ガイド

経済産業省 中部経済産業局  
消費者相談室  
電話番号 052-951-2836  
(平日10:00~16:00)